
令和 8 年度
製造業省エネルギー設備導入補助金
(企業向け)

公 募 要 領

札幌市経済観光局

SAPPORO

1 補助金の目的

この補助金は、電気料金等のエネルギー価格が高騰する中、多くのエネルギーを消費している製造業の工場等において、エネルギー消費量の低減に資する設備の導入を促進し、エネルギーコストの削減を通じた生産性向上や賃上げ原資の確保を後押しするとともに、持続可能な事業展開を支援することを目的とします。

2 補助金の内容

（１）補助対象者

製造業を営む市内に本社及び製造拠点を有する中小企業者等（みなし大企業は除く。）であること。

●「製造業を営む」とは

日本標準産業分類（令和５年７月27日総務省告示第256号）における製造業（大分類番号E）を営んでいるものを指します。具体的には、次の要件を全て満たしている事業者とします。

①新製品の製造加工を行う事業者

※新製品には部品等も含みます。

②製造加工した新製品を卸売する事業者

※“卸売”とは、卸売業者又は小売業者への販売、産業用使用者への販売、業務用に主として使用される商品の販売、同じ企業に属する他の事業所への製品引き渡しをいいます。

●「本社」とは

登記上の本店を指します。

●「製造拠点」とは

実際に製造を行っている事業所を指します。

※単なる事務所や営業所は該当しません。

●「中小企業者等」とは

以下のいずれかに該当するものを指します。

- ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、市内に本店（個人事業主は住所）を有するもの。
- ・ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ・ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ・ 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で、市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

●「みなし大企業」とは

以下のいずれかに該当するものを指します。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者。
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

（2） 補助上限額・補助率・補助対象事業について

① 補助上限額

500万円

② 補助率

4分の3

③ 補助対象事業

以下の要件のいずれも満たすものとします。

- ・ 省エネルギーを目的とした設備を導入すること
- ・ 申請する設備について、国や自治体が交付する他の補助金等の交付を受けていないこと
- ・ 補助対象者が自ら所有し、使用する設備であること

※賃貸物件に設備を導入する場合は、事前に貸主の承諾を得ているものに限りま
す。

- ・ 市内の製造拠点に導入する設備であること

※製造拠点と同一の敷地内にある事務所や営業所に導入する設備も対象とします。

●「省エネルギーを目的とした設備」とは

下表のいずれかに該当するものを指します。

更新/ 新規	パタ ーン	対象設備	要件
更新	A	全て (Bを除く)	更新前後の設備を比較し、エネルギー消費量を 年率10パーセント以上低減することが見込まれること ※変圧器については、年間損失電力量が10パーセント 以上低減することが見込まれること
更新 ・ 新規	B	発電関連 設備	自家消費を目的とし、かつ施設等のエネルギー 消費量を年率5パーセント以上低減することが 見込まれること ※蓄電池については発電設備と同時に設置するものを 対象とする ※電力買い取り制度（FIT、FIP）の認定を受けないこ と

●「年間エネルギー消費量の低減率」の計算方法

次の算式により低減率を求めてください。

補助対象事業となるには、算定結果が、パターンAの場合は10 以上、パターンBの場合は5 以上となる必要があります。

算式

《パターンA》

$$1 - \left(\frac{\text{導入する設備の年間エネルギー消費量}}{\text{導入前の設備の年間エネルギー消費量}} \times 100 \right) \geq 10$$

※変圧器の場合は、「年間損失電力量」に読み替えてください。

《パターンB》

$$1 - \left(\frac{\text{発電関連設備導入後の施設等の年間エネルギー消費量}}{\text{発電関連設備導入前の施設等の年間エネルギー消費量}} \times 100 \right) \geq 5$$

<年間エネルギー消費量を直接比較できない場合（更新前後で使用燃料が異なる場合など）>

年間エネルギー消費量を熱量換算し、上記算式で用いる年間エネルギー消費量としてください。

※熱量換算のエネルギー消費量は、資源エネルギー庁ホームページ内の「エネルギー消費量（原油換算値）簡易計算表」などにより求めてください。

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/procedure/file/keisan_tool.xlsx)

補足）想定される設備例は以下の通りです。

パターン	設備例
A	《ユーティリティ設備》 高性能ボイラ、冷凍冷蔵設備、産業用モーター、空気圧縮機（コンプレッサー）、産業ヒートポンプ、高効率空調、業務用給湯器、調光制御設備、照明設備（LEDに限る）、変圧器 など 《生産設備》 工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、ダイカストマシン など
B	高効率コージェネレーションシステム、太陽光発電システム、蓄電池（発電設備と同時に設置する場合のみ） など

補足）次に掲げる設備は、補助金の対象外となります。

- ・ 新規導入設備（※発電関連設備を除く）
- ・ 「省力化・自動化」「高性能化」を主目的とするもの
- ・ 中古品、リース品
- ・ 取得価額が 10 万円未満又は耐用年数が 1 年未満の消耗品（ただしLEDは除く）
- ・ 自動車、二輪車、フォークリフト等の車両
- ・ パソコン、モニター、テレビ、プロジェクター、タブレット端末、プリンター、コピー機、複合機、FAX 機器、卓上電気スタンド、扇風機、スマートフォン、電話等の事務関連設備
- ・ 主に従業員の福利厚生等を目的とする冷蔵庫や電子レンジ、空気清浄機、加湿器、給湯器、自動販売機 など
- ・ ハンドドライヤー、温水洗浄便座 など

（３）補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備に係る以下の費目とします。

- ① 設備費：補助事業の実施に必要な設備の購入に要する経費
- ② 設計費：補助事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等
- ③ 工事費：補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

補足）次に掲げる経費は、補助金の対象外です。

- ・ 建屋等の建築物・外構等の工事費
- ・ 既存設備やシステムの解体・撤去・処分・移設に係る経費
- ・ 消費税及び地方消費税相当分
- ・ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費
- ・ 補助事業者が自社（関連会社を含む）の技術等を調達する場合の経費
- ・ 振込手数料
- ・ その他市長が不相当と認める経費

（４）補助対象事業の実施期間

補助対象事業の実施期間は、交付決定日から令和9年1月5日（火）までです。

●「補助対象事業の実施」とは

補助対象事業の実施とは、発注から納品・支払までのことを指します。

実績報告において、支出の証拠書類等の提出が必要です（「5 実績報告書等の提出」を参照）。補助事業完了後、14日以内又は令和9年1月5日（火）のいずれか早い期日までに支出の証拠書類等を提出してください。

上記（４）の実施期間外に発注又は納品、支払した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

●「交付決定日」とは

補助金交付申請書等の審査後、市で交付決定を行った日のことをいい、市から申請者へ送付する交付決定通知書に記載されている交付決定日を指します。

（５）採択件数

100件程度（予算額（3億円）の範囲内）

※先着順での交付決定となり、予算額に達した時点で公募を終了します。

3 申請書類等の提出

本補助金の申請を希望する場合は、以下の書類を提出してください。

様式は、以下のページからダウンロードできます。

【URL】 <https://sapporocity-seizougvyoushien.jp/documents/#business>

（１）提出書類

以下の①～⑨、⑪～⑰は必ず提出、⑩は必要に応じて提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式 企－１）
- ② 事業計画書（様式 企－２）
- ③ 年間エネルギー消費量削減率等算定書（様式 企－３）
- ④ 収支予算書（様式 企－４）
- ⑤ 補助対象経費積算書（様式 企－５）
- ⑥ 宣誓書（様式 企－６）
- ⑦ 誓約書兼同意書（様式 企－７）
- ⑧ 補助対象設備のカタログ等（設備の仕様がわかるもの）
- ⑨ 見積書（申請時点で見積有効期限内のもの）
- ⑩ 補助対象設備の定価証明書
- ⑪ 年間エネルギー消費（損失電力）量の低減に関する根拠書類
- ⑫ 設備を導入する事業所の外観及び事業所内の写真（製造業を営んでいることがわかるもの）
- ⑬ 更新前設備の写真（発電関連設備の新設の場合は設置予定場所の写真）
- ⑭ 企業等のパンフレットなど申請者の概要がわかる書類
- ⑮ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（３ヶ月以内に発行したもの）
- ⑯ 直近１期分の決算書（個人事業主の場合は青色申告書、創業１年未満の場合は事業計画書及び収支予算書）
- ⑰ 市税の納税証明書（指名願用）（３ヶ月以内に発行したもの）

※必要に応じて、上記以外の書類についても提出を求める場合がございます。

（２）公募期間

令和 8 年（2026年） 7 月 6 日（月）～10月30日（金） 17時必着

※先着順での交付決定となり、予算額に達した時点で公募を終了します。

（３）提出方法・提出先

WEB上での申請となります。以下URLのスマート申請（製造業省エネルギー設備導入補助金申請フォーム）から、申請してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure-alias/r8-syoene-hoijo>

※原本を郵送いただく必要はありません。

※電子申請を受け付けた際には、登録したメールアドレス宛に申請を受け付けた旨のメールを返信いたします。返信メールが届かない場合は、受付が完了できておりませんので、その場合は製造業省エネルギー設備導入補助事業事務局までご連絡ください。

●「⑧補助対象設備のカタログ等」について

補助対象設備の外観や性能が記載されている書類を提出してください。

※製品紹介をしているホームページ画面のプリントアウトも可です。

●「⑨見積書」について

見積書を 2 者以上から徴取し、提出してください。

※見積書は申請時点で有効期限内であることが必要です。

※設備費のみの見積書など、一部経費のみが確認できる見積書ではなく、補助対象経費の全てが確認できる見積書を提出してください。

●「⑩補助対象設備の定価証明書」について

2 者以上の見積書を提出できない場合、補助対象設備の製造者から定価証明書を徴取し、提出してください。

※「⑧補助対象設備のカタログ等」に定価が記載されている場合は、提出の省略を可とします。

●「⑪年間エネルギー消費（損失電力）量の低減に関する根拠書類」について

補助対象事業のパターン（A・B）に基づき、カタログ等の根拠書類を提出してください。

【カタログ等がない場合、又はカタログ等に記載されていない場合】

メーカーや納入業者から設備のエネルギー消費量を証明する書類（又は設備等のエネルギー消費量の低減率を証明する書類。メーカー等による押印が必須）を発行してもらい、根拠書類としてください。

＜「A 全て（Bを除く）」の場合＞

更新前設備の年間エネルギー消費量がわかる書類、更新後設備（補助対象設備）のエネルギー消費量がわかる書類の両方を提出してください。

＜「B 発電関連設備」の場合＞

設備導入前の施設等における年間エネルギー消費量がわかる書類、設備導入後の施設等における年間エネルギー消費量がわかる書類の両方を提出してください。なお、設備導入による年間エネルギー消費量の低減がわかるものであれば、販売業者からの提案書も可です。

●「⑫直近1期分の決算書」について

決算書は、貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書を提出してください。

※個人事業主の場合は青色申告書全様式を提出してください。

なお、様式中のマイナンバー及び個人の口座情報は黒塗りしてください。

補足）交付決定について

- ・ 交付決定は、申請書類受理後、概ね10営業日程度を必要とします。
- ・ 補助金の交付を決定した事業者には、札幌市より「交付決定通知書」（様式 企－8）、不交付を決定した事業者には「不交付決定通知書」（様式 企－9）を送付します。

- ・ 事業計画等に補助対象外経費が含まれる場合は、申請額から減額して交付を決定することがあります。
- ・ 当補助金は予算の範囲内で交付するため、申請が多数の場合は、申請額から減額して交付を決定することや、申請を受付できないことがあります。

4 変更手続き

補助金交付決定後、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、製造業省エネルギー設備導入補助事業事務局へ事前にご連絡いただき、計画変更等承認申請書（様式 企－10）を事務局あてに提出してください。

- （１）補助事業等の名称、目的及び内容を変更しようとする場合。
- （２）交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎を変更しようとする場合。
- （３）導入設備の変更など、補助事業に係る事業計画書の内容を変更しようとする場合。

※補助事業の目的に変更をもたらすものではない場合（導入設備に変更がなく、当該設備の価格のみが変更される場合など）で、補助事業の区分ごとに配分された額の20パーセント以内の変更の場合は、当申請書の提出は必要ありません。ただし、交付決定時と実績報告時で事業費が異なる場合は、軽微な額であってもその理由を書類で提出してください（任意様式）。

- （４）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業等の遂行が困難となった場合。
- （５）補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合。

計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合には、交付決定した補助金の額を増額することはできませんが、補助対象経費が減額となった場合には、減額後の補助対象経費をもって補助金額を算定します。

5 実績報告書等の提出

補助事業が完了（＝納品及び支払完了）後、以下の書類を提出してください。

様式は、以下のページからダウンロードできます。

【URL】 <https://sapporocity-seizougvyoushien.jp/documents/#business>

（１）提出書類

以下の書類全てを提出してください。

- ① 実績報告書（様式 企－12）
- ② 補助金精算書（様式 企－13）
- ③ 補助対象経費内訳書（様式 企－14）
- ④ 補助対象設備の台帳（固定資産台帳等）
- ⑤ 発注書又は契約書等
- ⑥ 納品書
- ⑦ 請求書
- ⑧ 銀行振込の証拠書類（銀行振込以外の場合は領収書）
- ⑨ 導入した設備の写真
- ⑩ 補助金振込口座の通帳

※必要に応じて、上記以外の書類についても提出を求める場合がございます。

（２）提出期限

補助事業完了後、14日以内又は令和9年1月5日（火）のいずれか早い日まで

（３）提出方法・提出先

申請時のフォームから、提出書類をアップロードしてください。

※原本を郵送いただく必要はありません。

●「④補助対象設備の台帳」について

補助事業者が従前から備え付けている固定資産台帳、又は、補助事業のために新たに整備する台帳に必要事項を記載の上、提出してください。

※取得年月日、補助対象設備の名称、型番、メーカー、数量、「製造業省エネルギー設備導入補助金」による取得については、必ず記載してください。

●「⑤発注書又は契約書等」について

発注書・申込書・相手方の受注確認書・契約書等、発注や契約したことが確認できる書類を提出してください。

※ファクシミリや電子メール、注文履歴画面も可です。

※書類には、補助事業者名、発注先名、発注内容、発注年月日が記載されている必要があります。（契約の場合は、「発注」を「契約」に読み替えてください。）

●「⑧銀行振込の証拠書類」について

銀行振込明細書、振込金受取書、通帳の該当ページ（口座名義及び出金を確認できるページ）等、銀行振込を行ったことがわかる書類を提出してください。

※インターネットバンキング画面も可です。

※通帳の写しを提出する場合は、関係がない部分を黒塗りにして構いません。

※領収書の場合は、宛名、領収年月日、品名を全て記載してください。

6 補助金の支払

- ・ 補助金は精算払いとします。実績報告書を受領後、審査のうえ、補助金額を確定したのちにお支払いします。
- ・ 額を確定した補助事業者には、札幌市より「補助金確定額通知書（様式 企－15）」を送付のうえ、「実績報告書（様式 企－12）」に記載された口座あてに補助金を交付します。

7 その他注意事項

（１）財産の管理について

- ・ 補助事業により導入した設備は、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- ・ 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上（税抜）の設備（以下「処分制限財産」といいます。）は、次のとおり処分の制限を受けます。

- ① 2028年から起算して、「総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）」で定める耐用年数を経過するまでの間、譲渡・交換・貸付・取り壊し・担保提供等の財産処分を行う場合は、原則、承認申請書を市へ提出の上、市長の承認を得ることが必要です。

※処分制限財産の耐用年数が 10 年を超える場合は、10 年まで（令和 18 年 12 月 31 日まで）適用されます。

- ② 財産処分を行った場合は、補助金交付決定の取り消しや補助金返還の対象となります。

（２）帳簿や書類の管理について

- ・ 補助事業に関係する帳簿や書類（経費支出関係書類、交付申請書類、実績報告書類、市からの通知書類、台帳等）は、原則、令和 14 年 3 月 31 日まで保存しなければいけません。なお、処分制限財産については、令和 14 年 3 月 31 日以降であっても、耐用年数を経過するまでの間（最長 10 年）は、帳簿や書類の保存が必要です。
- ・ 補助事業に関係する帳簿や書類は、一般の書類と区別し、国や市からの求めがあった際にはいつでも閲覧できるようにしてください。

（３）検査について

- ・ 補助事業の進捗状況や完了状況等の確認のため、国や市が実地検査に入ることがあります。当検査により補助金の交付が不適切であると判断され、補助金の返還命令等の指示を受けた場合は、これに従わなければいけません。

8 お問い合わせ先

製造業省エネルギー設備導入補助事業事務局

TEL : 050-3500-2177

《受付時間》 平日 9:00～17:00

※ホームページからお問い合わせ可能です。

【URL】 <https://sapporocity-seizougyoushien.jp/>